

新発田市長

調整給付金(不足額給付分)支給のお知らせ

令和6年の所得税(実績額等)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。
本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支 給 方 法 口座振込
支 給 口 座
支 給 予 定 額

調整給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式

令和 7 年の所要額	令和 6 年分 所得税分の 控除不足額 (①)	令和 6 年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	円	円	円
	注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		令和 7 年の所要額 (④) (上記③を 1 万円単位に切上げ)
			万円
支給額	令和 7 年の 所要額 (④)	調整給付金 (当初給付分) 支給額 (令和 6 年)	調整給付金 (不足額給付分) 支給額
	万円	万円	万円
	注) 調整給付金 (当初給付分) の受給辞退があった場合は、「支給所要額」を記載しています。		

次のいずれかに該当する場合は、令和 年 月 日 () までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。
ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。
○本給付金を受給しない場合
○振込口座を変更する場合
○各数値について重大な相違を認める場合

【問合せ先】 新発田市役所 税務課 市民税係
〒957-8686 新発田市中心3丁目3番3号
電話 0254-28-9321 (市民税係直通)